

【一般項目】

1 消防広域化をはじめとする消防力向上の取組への支援措置の充実

(消防庁)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 緊急防災・減災事業債の弾力的な運用や国庫補助事業の優先採択など特別な配慮を行ない、消防広域化の条件を整えていく段階での取組や、特別な事情を有した特に小規模な消防本部に対して支援すること。
- 2 効率的・効果的な教育訓練が実施できるよう消防学校の施設・資機材について財政支援措置を講じること。

《現状》

- 本県では、平成 26 年 3 月に見直した「消防広域化推進計画」に基づき、優先的に広域化に取り組む地域を重点化するとともに、広域化へのステップとして、広域化のメリットが見えやすい通信指令業務等の個別業務の共同処理の推進に取り組んでいます。
- 近年の災害は、複雑多様化とともに大規模化の様相を強めており、消防機関においても専門化・高度化した対応が求められています。消防力の問題から広域化の組み合わせが決まらない小規模消防本部においても、これらの課題へ対応していくため、高度な装備や資機材の導入および専門的な知識・技術を有する人材の養成等、消防力の強化に向けた取組を進めていく必要があります。
- 本県では、平成 26 年 3 月に「消防学校の教育訓練の基準」が改正されたことを受け、消防学校における消防団幹部に対する教育課程の見直しを行い、今年度から実施しています。

《課題》

- ① 今後の消防広域化の推進にあたっては、地域の特性や実情、広域化の必要性の認識や期待感などを十分にふまえた取組を重ねながら、広域化に向けた条件を整えていくことが先ず重要となりますが、現行の「消防広域化重点地域」に対する財政支援措置は、広域消防運営計画の策定等、具体的な広域化の合意を前提としており、広域化の条件を整えていく段階での支援措置は十分ではありません。
- ② また、特に観光地や離島を抱える小規模消防本部は、一般の小規模消防本部に比べ人口規模以上の救急需要への対応を求められるなど、より厳しい状況の下で消防体制の強化と広域化への条件整備を進めていかなければなりません。そのために必要な車両の更新や分署の整備等のための財源の確保に苦慮しています。
- ③ 消防本部で独自の教育・訓練が十分に行えない情勢下において、消防職員が高度な職務を遂行するためには、消防学校における施設や資機材を充実させ、効率的・効果的な教育訓練を実施していく必要がありますが、厳しい財政事情のなかで十分な整備ができていないのが実情です。
- ④ 頻発する異常気象による、これまで経験したことのない自然災害に対応していくためには、新たな地域防災体制の構築が必要となっています。その中核を担う消防団員等に対する教育訓練の更なる充実強化が必要ですが、消防学校においては、その教育訓練用の資機材についても、十分な整備が出来ていない状況です。

県担当課名 防災対策部消防・保安課

関係法令等 消防組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針

2 自然災害に対する観測・予測に向けた精度の向上と地域の状況に応じた気象警報の運用

(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 南海トラフを震源域とする巨大地震や津波を即時に検知するための観測監視体制を早期に確立するとともに、地震・津波の予測に関する研究体制を強化すること。
- 2 竜巻や豪雪をはじめとする防災気象情報の観測や予測に関する精度をより向上させること。
- 3 特別警報の発表について、各地域の状況に応じ、市町村単位や地域毎のきめ細かな発表に見直すこと。
また、特別警報の発表前には、気象庁または気象台から関係自治体への速やかな情報提供を行うこと。

《現状》

- 本県の地震被害想定調査（平成 26 年 3 月公表）によると、南海トラフを震源域とする最大クラスの地震による震度は、県全体面積の約 95% で震度 6 以上と想定されています。早い地域では地震発生から 10 分以内に 10m 超の津波が押し寄せ、浸水面積は約 2 万 8 千 ha、死者は揺れで約 1 万人、津波で約 4 万 2 千人とされています。
- 本県においても竜巻により、昨年度は、伊勢市と志摩市で、本年度は、いなべ市、熊野市、御浜町で、家屋被害（一部損壊）が発生しています。
- 本年 2 月の豪雪では、本県においても予報を上回る記録的な降雪により農林業を中心に多くの被害が発生しました。また、県南部地域では長時間にわたり公共交通機関がストップし、多くの帰宅困難者が発生しました。
- 現在、府県単位で発表される特別警報については、1 府県内でも気象状況が大きく異なることがあります。本年 8 月の台風 11 号で本県に発表された特別警報では、「数十年に一度」の気象状況と大きく異なる地域もあり、一部の市町では、注意報から切替えとなったため、態勢の整備、住民への迅速な周知等必要な対応に遅れが生じました。

《課題》

- ① 津波から住民が一分一秒でも早く“逃げる”ための避難対策を推進するためには、地震や津波を即時検知する観測監視体制を早期に確立するとともに、地震・津波の予測に関する研究体制をより強化することが必要です。
- ② 竜巻や豪雪などの気象災害に対し、防災関係機関が的確に対応するとともに、住民の迅速な避難行動を促すためには、専門機関による観測・予測に向けた技術の向上と精度の高い情報の速やかな提供が不可欠です。
- ③ 特別警報の発表について、各市町村の気象状況は異なることから、府県予報単位で発表せず、各地域の状況に応じ、市町村単位や地域毎に発表するなど、きめ細かな発表を行えるように見直すことが必要です。また、発表が見込まれる場合は、事前に気象庁または気象台から関係自治体に情報提供を行い、関係自治体の態勢整備および住民への周知の準備のための時間を確保し、円滑に対応できるようにしていくことが重要です。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課

3 社会保障・税番号制度導入に係る適切な財政措置等

(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 社会保障・税番号制度は国家的な社会基盤であることをふまえ、その導入に伴うシステムおよびネットワーク構築・改修や維持管理に要する経費については、国が負担し、地方自治体に経費負担が生じないように、必要な予算を確保すること。
- 2 特に、国が設定した補助金の上限額と地方自治体による見積額に大きな乖離が生じていることから、その原因を分析した上で必要な財政措置を講じることとし、補助金の交付措置についても、柔軟な取り扱いを可能とすること。
- 3 番号制度の導入に伴い地方自治体において必要となるシステム整備、条例改正、特定個人情報保護評価等の対応が、計画的に実施できるよう、速やかかつ一元的な、地方自治体側にとって分かりやすい情報提供に努めること。

《現状》

- 社会保障・税番号制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための国家的な社会基盤として導入が進められています。
- 地方自治体においては、平成 28 年 1 月に予定されている個人番号利用開始に向けて、システムおよびネットワークの構築・改修や関係する条例改正、特定個人情報保護評価などの準備作業を進めているところです。
- 国においては、平成 26 年度においてシステム関係補助金の予算措置、平成 27 年度予算の概算要求をいただくとともに、関係政省令や個人情報保護評価指針などの制定を、順次、進めていただいています。

《課題》

- ① システム関係補助金については、システム整備や制度導入に必要な経費が補助対象外となっており、また、補助対象内経費についても、上限額と実際に必要な額がかけ離れている場合が大半であり、このままでは、実質的に地方に経費負担が生じることとなります。
- ② 制度導入に向けての準備期間が限られている中、システムの詳細情報や政省令など、国からの情報提供が予定よりも遅れる場合が多く、また縦割りの連絡になりがちなこと加わって、作業の手戻りや準備の遅れにつながり、計画的な業務執行が困難となっています。

県担当課名 戦略企画部戦略企画総務課、情報公開課、総務部税務企画課、健康福祉部健康福祉総務課、地域連携部市町行財政課、IT推進課
関係法令等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

4 「地域の元気創造事業費」の算定方法の見直し

(総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 「地域の元気創造事業費」の算定における、行革努力分のうち削減率を用いる項目については、過去の全国数値のピーク時と比較するのではなく、新地方行革指針以降の行革取組を反映した直近10年間程度を評価する算定方法に見直すこと。
- 2 「人件費を除く経常的経費」については、南海トラフ巨大地震に備えるための地域の防災・減災対策費など削減困難な経費を控除し、行革努力を算定する指標に見直すこと。

《現状》

- 平成26年度普通交付税において導入された「地域の元気創造事業費」の行革努力分の項目のうち、「職員数削減率」、「人件費削減率」、「人件費を除く経常的経費削減率」、「地方債現在高削減率」の削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算定されます。
- 「人件費を除く経常的経費削減率」による経常的経費には、少子高齢化に伴い必要な社会保障関係経費、地域経済対策・雇用対策、地域の防災・減災対策などの削減困難な経費等が含まれています。

《課題》

- ① 削減率の比較対象を全国数値のピーク時とする場合、先行取組団体のピーク時と合致しないこと、また直近に取り組んだ団体の努力が反映され難いことなどの点で不公平です。そのため、国が要請した平成17年3月29日付「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）を起点とするなど、公平性を担保する制度とする必要があります。
- ② 本県は南海トラフ巨大地震の被害想定地域であり、防災・減災対策費は削減困難な経費である中、そうした経費を含めた削減を行革努力と評価するのは適当ではありません。

県担当課名 総務部財政課、総務課、人事課
関係法令等 地方交付税法

5 新たな地方公会計制度の整備

(総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 地方自治体の負担を考慮し、導入に係る準備期間を十分に確保すること。
- 2 標準的なソフトウェアの円滑な稼働等に対する技術的な支援および財政支援の創設などの必要な措置を講じること。

《現状》

- 平成 26 年 4 月 30 日に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が取りまとめた報告書の中で、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示されました。
- 平成 27 年 1 月頃までに具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間ですべての地方自治体において統一的な基準による財務書類等の作成要請が国において予定されています。
- 総務省において、標準的なソフトウェアを開発し、平成 27 年度のできる限り早い時期に地方自治体に無償で提供される予定です。

《課題》

- ① 平成 27 年度に提供が予定されている標準的なソフトウェアの概要および配布時期が未定なこと、また具体的なマニュアルの概要が不明なことから導入に向けた検討やスケジュールの作成ができない状況にあり、平成 29 年度までの 3 年間で整備できるか不透明な状況です。
- ② 導入に際しては、標準的なソフトウェアの円滑な稼働等に対する技術的な支援、また固定資産台帳の作成や庁内体制の整備、標準的なソフトウェアの仕様に合わせるための財務会計システムの改修、公認会計士からのアドバイスなどの経費に対する財政支援の創設等が必要です。

県担当課名 総務部財政課、管財課、出納局出納総務課

6 日常生活自立支援の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

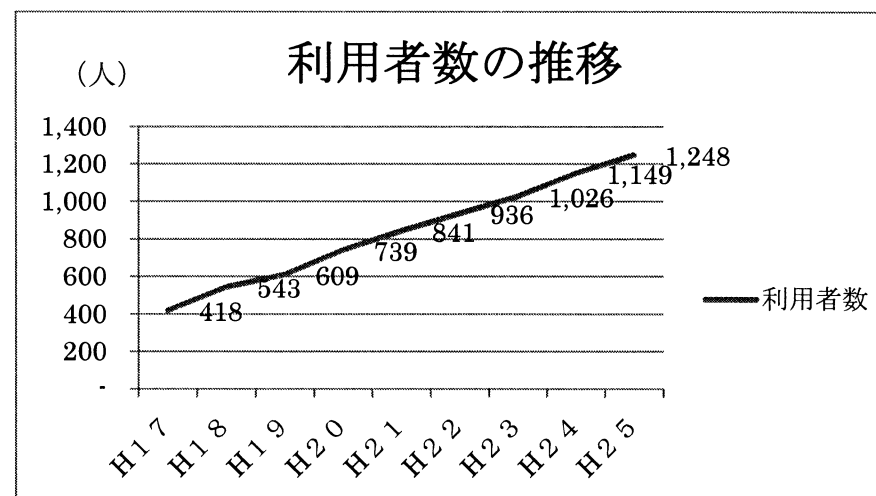
- 1 日常生活自立支援事業について、国においては予算確保を十分に行った上で、国・都道府県・市町村の役割・経費分担を明確化するとともに、市町村社会福祉協議会が主体的に事業を実施できるようにすること。
- 2 生活保護受給世帯と同様に、住民税非課税世帯への生活支援員の派遣に係る費用についても、補助対象とすること。

《現状》

- 平成 25・26 年度において、日常生活自立支援事業の財源となる国のセーフティネット支援対策等事業費補助金の予算確保が十分でなかったため、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用することにより対応することとなりましたが、関係団体に大きな混乱が生じました。
- 認知症高齢者の増加や知的障がい者、精神障がい者の地域移行等により、本県における日常生活自立支援事業の利用者数は、毎年 100 人程度増加しており、平成 25 年度（3 月末現在）の利用者は 1,248 人、相談件数は 37,288 件となっています。今後も、本事業の利用者数は年々増加していくことが見込まれます。
- 本県では、利用者の約 6 割の住民税非課税世帯に対しても、生活保護世帯と同様に生活支援員の派遣に係る費用（利用料）を無料にし、その分を地方単独事業による補助金で補てんしています。

《課題》

- ① 2 年連続で国の予算に不足が生じたことから、事業実施主体の県社会福祉協議会も当該事業の実施に不安を感じています。
- ② 住民ニーズに的確に応えるためには、基礎自治体である市町村や市町村社会福祉協議会の取組が重要であることから、市町村の役割や経費分担を明確化する必要があります。
- ③ 国は生活支援員の派遣に係る費用について、生活保護受給世帯のみを国庫補助の対象としていますが、地域で自立した生活をするためには、住民税非課税世帯についても、同様の経済的な支援が必要であり、国庫補助の対象とすることが必要です。



県担当課名 健康福祉部地域福祉課
関係法令等 社会福祉法第 81 条

7 障がい者福祉施策の充実と円滑な実施

(厚生労働省、内閣府)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

障がい者の地域生活を支援し、権利の擁護を図るため、障がい者福祉施策について十分な財政措置を講じること。

《現状》

- 改正障害者基本法や障害者総合支援法などの法整備を受けて、平成 26 年 1 月に障害者権利条約が批准されたところであり、障がい者自らの選択権を保障し、障がい者の地域生活を支援することがますます重要になっています。
- しかしながら、本県においては障がいの重度化や介護者の高齢化が進む中、地域における支援体制が十分ではなく、障がい者が自ら選択した地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスの充実が求められています。
- また、平成 25 年に成立した障害者差別解消法においては、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うことが地方自治体に義務付けられ、これまで以上にハード・ソフト両面で、新たな対応が求められる状況にあります。

《課題》

- ① 障がい者が安心して地域で暮らすためには、ニーズの高い生活介護などの日中活動系サービスや共同生活援助の施設整備に係る財政措置が必要です。
- ② 障害福祉サービスの報酬については、重症心身障がいや遷延性意識障がいなど重度の障がい者が、地域で生活するために必要な、医療的ケアを伴う障害福祉サービスを適切に評価するとともに、質の高い専門的な相談支援が行われるよう、特段の配慮が必要です。
- ③ 地域生活支援事業について、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、事業実績に見合った確実な財政措置が必要です。
- ④ 地方自治体が障がい者への合理的配慮を行うために必要な事業を実施するため、国において新たな財政措置を講ずる必要があります。

県担当課名 健康福祉部障がい福祉課
関係法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

8 地域医療提供体制の整備に対する支援

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

医療提供体制推進事業費補助金について、平成 23 年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続いており、各事業の実施に大きな支障を来していることから、地域医療体制の確保のため、各都道府県の事業計画規模をふまえた適正な予算額を確保すること。

《現状》

- 医療提供体制推進事業費補助金は、ドクターヘリ運航、救命救急センター等の運営事業（運営費）や、がん診療施設設備等の整備事業（設備費）など、救急、産科、小児、周産期医療や歯科保健などの医療提供体制の確保に必要な補助金です。
- 平成 23 年度以降の医療提供体制推進事業費補助金について、各都道府県が提出した事業計画が予算額を超えたことを理由に、厚生労働省から減額調整されました。各年度の事業計画額に対する内示率は、平成 23 年度は運営費で約 88.1%、設備費は本県の事業計画額が多額であったことから約 13.0%、平成 24 年度は、運営費・設備費一律に約 72.9%、平成 25 年度は運営費で約 69.6%、設備費で約 65.2%、平成 26 年度は運営費・設備費一律に約 62.5%と、年々厳しい状況となっています。
- 本県では、平成 23 年度以降の減額調整に対して、三重県地域医療再生計画（平成 23 年度策定分）の計画期間である平成 25 年度まで、地域医療再生基金を減額分の一部に充当して対応していましたが、平成 26 年度は、各医療機関に減額分の負担をお願いしたところでした。

《課題》

- ① 減額調整の結果、各都道府県の医療提供体制施策の推進および関係機関の事業実施に大きな影響が生じ、また、減額調整による対応についても各都道府県に負わされていることから、事業の執行に大きな支障を来しています。
- ② 平成 27 年度以降、引き続き医療提供体制推進事業費補助金の減額調整が継続すれば、救命救急センターや周産期母子医療センターの運営など、県民の命に直結する業務に支障が生じるなど、県民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

県担当課名 健康福祉部医療対策局医務国保課

関係法令等 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

9 病院事業債に係る財政措置の拡充

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

病院建設改良に係る病院事業債について、東日本大震災の復興事業の影響などで、全国的に建設資材や人件費が高騰し、建設事業費が増加の一途を辿っていることをふまえ、地方交付税措置の対象となる建築単価の引き上げを図ること。

《現状》

- 公立病院を対象としている病院事業債においては、病院の施設整備費のうち、建物の建築単価が1㎡あたり30万円を上回る部分に相当する額を「特定分」としており、この特定分の元利償還金に係る地方交付税措置（措置率45%）はありません。
- 東日本大震災の復旧・復興事業の本格化等に伴う技能労働者不足による労務単価の上昇、円安による輸入材料価格の上昇や建設工事の受注増加等を背景にした資材価格の上昇など、建築費が増加し、県内の公立病院整備にあたっては、建築単価を30万円までに抑えることが困難となっています。また、2020年に開催される東京オリンピックに向けての建設需要等をふまえると、資材価格や労務単価のさらなる上昇が見込まれ、今後も建築費が増加することが考えられます。

《課題》

- ① 建物の建築単価が1㎡あたり30万円を上回る部分については、現在、地方が全額負担しなければならない状況にあり、病院経営や地方財政を圧迫することが懸念されています。
- ② 県内の公立病院整備においては、入札不調が相次ぐなど、未だ契約締結に至らない事例が発生しており、建築費の増嵩を的確に反映した予算措置を行うには、病院事業債に係る財政措置の拡充が不可欠となっています。現在のような状況が続けば、必要な病院整備が進まず、結果として地域医療の提供に支障をきたすことが危惧されています。

県担当課名 健康福祉部医療対策局医務国保課

関係法令等 地方交付税法、普通交付税に関する省令

10 医師の不足・偏在を解消するための制度改革

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 医師の地域偏在、診療科偏在を防ぐためのインセンティブや、地域、診療科ごとの医師の定数、偏在是正の視点に立った専門医制度など、医師の計画的な配置のためのルールを設定すること。
- 2 卒後まもない初期研修医の育成を支援する臨床研修費等補助金について、予算額を確保すること。
- 3 子育て中の医師等が、就業を継続でき、復職しやすい環境づくりを促進するための医療機関の取組に対する評価を、(公財)日本医療機能評価機構が行う病院機能評価や診療報酬へ反映すること。

《現状》

- 専門医制度については、現在、各領域の学会が独自基準で専門医を認定していますが、専門医の質の担保、医師の地域・診療科偏在等、多くの課題を抱え、日本専門医機構において新たな専門医制度の養成プログラムの基準が検討されています。
- 本県では、今後、修学資金貸与医師等が県内で勤務を開始し、段階的に増加する見込みであり、地域医療支援センターにおいて、これら若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに取り組んでいます。
- 平成16年度からの医師臨床研修の必修化をふまえ、医師としての基盤形成の時期に基礎的能力を養うため、全国で初期研修を実施しています。また、本県においても初期研修のマッチング率が向上し、研修医の教育費用は増加傾向にあります。
※本県における初期研修医マッチング率：平成25年度71.0% 93人(定員131人) → 平成26年度77.7% 101人(定員130人)
- 現在、全国の医師数(50歳未満の病院勤務医師数)における女性医師の割合は約25%です。三重県内においても約20%となっており、医師総数に対する子育て世代の女性医師の比率が増加することが予想されます。
- 本県では、女性医師をはじめとする子育て中の勤務医師が就業を継続でき、復職しやすい環境づくりのための医療機関における先進的な取組に対して、支援を行っているところです。

《課題》

- ① 医師の地域偏在や診療科偏在を解消し、地域医療を担う医師を安定的に確保していくには、都道府県レベルの取組だけでは困難であることから、地域や診療科ごとの医師の定員設定や、新たな専門医制度の養成プログラムの基準に「専門医の在り方に関する検討会」報告書に記述されている一定期間の地域医療に関する研修を含めることとするなど、全国レベルで統一された仕組みの構築が必要です。また、初期研修医マッチング率が向上する中、初期研修医に係る教育費用は増加しており、臨床研修費等補助金の安定的な予算の確保が望まれます。
- ② 医師不足の状況下にあつて、医療機関における子育て医師等の勤務環境整備の取組をよりいっそう促進するためには、短時間正規雇用等の多様な勤務形態の導入や、管理職への女性医師の登用等の環境づくりを誘導し、評価するための仕組みが必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課
関係法令等 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

11 三次救急医療体制の充実に向けた財政支援の拡充

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

重篤な救急患者に対する三次救急医療を安定して提供するため、医療提供体制推進事業費補助金に位置づけられたドクターヘリ導入促進事業、救命救急センター運営事業について、新たな補助金として再構築するとともに、補助基準額の引き上げ等により財政支援を拡充すること。

《現状》

- 医療提供体制推進事業費補助金は、救急医療をはじめとする医療提供体制の確立に不可欠な補助金ですが、事業計画額に対する厚生労働省の内示率が年々低下しており、救急医療体制の確保について厳しい状況が続いています。
- 本県では、山間部や離島など救急車による搬送に長時間を要する地域における搬送件数が年々増加しています。こうした地域にドクターヘリを出動することにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等に大きな成果を上げています。また、重複要請時の対応など、効率的にドクターヘリを運用するため、近隣県との連携について検討を進めています。
- 本県では、県立総合医療センター、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院の4か所が救命救急センターとして指定され、重篤な救急患者等への対応を行っています。

《課題》

- ① 重篤患者の救命率の向上を図るためのドクターヘリの運航や救命救急センターの運営には多額の費用を要しますが、医療提供体制推進事業費補助金が減額調整されることにより、事業を実施する医療機関に大きな負担が生じています。
- ② ドクターヘリの運航については、原油価格の高騰により燃料費がかさんできており、山間部、離島を運航するだけでなく、隣接県に出動するケースもある中、運航実績に応じた補助基準額の引き上げとともに適正な予算額の確保が必要です。また、運航経費の都道府県負担分に対する特別交付税の措置割合の拡大が必要です。
- ③ 限られた医療資源の中で安全・安心な医療を提供するため、重篤な救急患者の受入先となる救命救急センターを安定的に運営していかなければなりません。そのために必要となる医師等医療人材の確保等により不採算が生じているため、さらなる財政支援の充実が必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法、救急医療対策事業実施要綱、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

12 財政支援の対象とする救急搬送困難事例受入医療機関の拡大

【提言・提案事項】 制度・**予算**

(厚生労働省)

国の搬送困難事例受入医療機関支援事業において補助要件とされている、都道府県によるメディカルコントロール協議会への医師の配置に関わらず、救急搬送に係る調整体制が整備された地域において搬送困難事例を受け入れる救急医療機関も財政支援の対象とすること。

《現状》

- 救急搬送件数は年々増加しており、救急搬送時間が長くなるとともに、医療機関への受入照会回数も増加しています。
- 救急搬送困難事例を解消するため、医療機関が救急患者を受け入れる病床を確保する取組を行う場合に、国の補助事業である搬送困難事例受入医療機関支援事業を活用することができますが、補助を受けるためには、都道府県がメディカルコントロール協議会に搬送先医療機関の調整等を行う若手医師を配置する必要があります。
- 本県では、三重県地域医療支援センターを核として、救急医療を担う若手病院勤務医の確保に取り組んでいますが、医師数は依然として全国平均を下回っています。

《課題》

- ① 増加する救急搬送患者に対し迅速かつ適切な医療を提供するためには、受入医療機関に空床を確保しておく必要がありますが、搬送困難事例を受け入れる医療機関では空床確保等による不採算が生じるため、搬送困難事例受入医療機関に対する財政的な支援が必要です。
- ② 救急医療が問題となっているのは医師不足地域であり、こうした地域では搬送先医療機関の調整を行うための医師の新たな確保や、地域の救急医に搬送調整業務を担ってもらうことが極めて困難な状況です。
- ③ 地域で救急搬送受入に関する一定の体制が整っており、何らかの形で搬送先医療機関の調整等が適切になされるのであれば、メディカルコントロール協議会へ搬送調整業務を担う医師を配置する必要性は必ずしも認められないと考えます。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 救急医療対策事業実施要綱、医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱

13 児童虐待への対応と社会的養護の充実

【提言・提案事項】**制度**・**予算**

(厚生労働省)

- 1 児童虐待への相談体制の充実を図るため、児童相談所における弁護士等の人材活用を推進し、児童心理司などの専門職の配置基準を児童福祉司と同様に児童福祉法施行令に明確に定めるとともに、体制整備に係る財政措置の充実を図ること。
- 2 児童相談の第一義的窓口となる市町村において、予算・人員の確保が困難な状況にあるため、市町村の児童相談体制の抜本的な強化に向けた財政措置を充実させること。
- 3 要保護児童が抱える問題の複雑化・多様化をふまえ、養育機能の確保・向上を図るため、「社会的養護の課題と将来像」に示された施設職員配置基準の引き上げを早急に行うこと。
- 4 要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託を増やしていくため、養育里親制度や里親委託について正しい理解が促進されるよう、国が先頭に立って普及・啓発活動を展開すること。
- 5 児童虐待のリスクが高いと考えられる所在不明児童を解消するため、不明児童の情報を国で一括管理するシステム等を構築すること。

《現状》

- 児童虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、本県における平成25年度の件数は1,117件と過去最多を記録し、相談内容も複雑化、深刻化しています。
- 県内の市町においては児童相談専任の職員配置が困難であり、家庭相談員等非正規職員がその役割を担っています。専任の正規職員が配置されている市町は、29市町中10市町のみです。
- 県内の児童養護施設等においては、交代勤務や宿直勤務等の厳しい勤務条件に加え、児童の処遇の困難さから、施設職員にとって児童への十分なケアの実施が厳しい労働環境となっています。
- 里親委託にあたっては保護者の同意が必要ですが、実親の先入観等から、同意が得られないケースも多くあります。一方、国民の間には、里親についての誤解が見受けられます。(H26. 3. 31現在 三重県の里親委託児童数77人 うち養育里親委託児童数43人 (56%))
- 厚生労働省の「居住実態が把握できない児童」に関する調査において、各市町が近隣市町、要保護児童対策地域協議会構成機関等のほか、地域住民の協力を得るなどして所在確認を行いました。依然として県内における所在不明児童が3人います(H26. 9. 1 現在)。

《課題》

- ① 児童相談所の介入型支援や所長の権限拡大等に係る役割・機能を十分に果たすため、専門性を持った人材の確保・育成が必要です。
- ② 市町における児童相談体制の強化、人材育成が図られるよう、県として各市町の実情を詳細に把握し、必要な支援に取り組んでいます。しかしながら、県全体の児童相談体制の強化に向けては、市町のより主体的な関わりが必須であり、そのため、市町の児童相談体制強化に向けた予算・人員等の充実が不可欠です。
- ③ 社会的養護の充実には養育機能の確保・向上が必要であり、各施設および県における「家庭的養護推進計画」の策定にあたり、早期に施設職員配置基準を引き上げることが求められています。
- ④ 今後、里親委託を推進していくためには、養育里親への委託をより一層増やしていく必要があります。そのためには、里親制度に対する正しい理解を国民全体に広めていく必要があります。県においても里親制度の普及啓発に取り組んでいますが、国全体で誤解を解消し、正しい理解を促進するには国を挙げた取組が不可欠です。
- ⑤ 所在不明児童の調査については、DV や虐待の加害者から身を隠しているといった事情も考えられることから、そうした親子・児童の情報が漏えいすることなく、所在が確認できるシステムの構築が求められます。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課
関連法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令

14 基金の延長等

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」「医療施設耐震化臨時特例基金」「地域自殺対策緊急強化基金」「安心こども基金」について、基金を活用して実施している事業が継続して実施できるよう、延長・積み増しまたは他の財政措置を図ること。

《現状》

- 「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」を活用して、県および市社会福祉協議会に計 10 名の生活福祉資金貸付相談員を配置し、貸付相談や申請受付を行うとともに、自立に向けた支援や償還指導等を実施しています。
- 「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」を活用して社会福祉施設の耐震化等を進めてきましたが、消防法施行令の一部改正により新たにスプリンクラーの設置が義務付けられた施設があることから、対象施設のスプリンクラー設置を促進しています。
- 「医療施設耐震化臨時特例基金」を活用して医療施設の耐震化を進めていますが、平成 28 年 3 月末における災害拠点病院および二次救急医療機関の耐震化の状況は、なお 82.9%にとどまる見通しです。
- 「地域自殺対策緊急強化基金」を活用して、自殺対策情報センターを中心に人材育成や普及啓発などを行い、また市町や団体が行う自殺対策事業に対する補助を行っています。
- 「安心こども基金」を活用して、本県においては保育士確保対策、保育士等の質の向上に向けた研修を実施するとともに、市町の実施する保育所等整備、保育士等の質の向上に向けた研修を支援しています。

《課題》

各基金の延長および必要額の積み増し、もしくは他の財政措置が行われない場合、平成 27 年度以降に事業を実施することが困難になります。

県担当課名 健康福祉部地域福祉課、障がい福祉課、医療対策局地域医療推進課、健康づくり課、子ども・家庭局子育て支援課
関係法令等 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）管理運営要領、生活福祉資金貸付制度要綱
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領、医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領、医療提供体制施設整備交付金交付要綱
地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領、安心こども基金管理運営要領

15 学校施設の耐震性の確保等、学校施設整備事業の拡充と財源確保

【提言・提案事項】 制度・予算

(文部科学省)

- 1 公立学校施設の耐震化推進のため、 $1 \leq$ 値 0.3 以上の建物の耐震補強工事において、地震特措法の特例による算定割合を引き上げる ($1/2 \rightarrow 2/3$) 等の支援措置を拡充し継続すること。
- 2 公立学校施設の高台移転等の津波対策に必要な用地取得費や造成費用に対する支援制度を創設すること。
- 3 公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価や離島振興対策実施地域などに加算される特別加算率の引き上げ等を行い、支援制度を充実すること。
- 4 公立学校施設整備事業の円滑な事業推進のため、施設整備計画に基づいて年度当初から事業着手できるよう十分な財源を確保すること。
- 5 私立学校施設の耐震化事業に対する補助率を引き上げ ($1/2 \rightarrow 2/3$)、改築工事の補助対象期間を延長すること。

《現状》

- 本県の公立小中学校の平成 26 年 4 月 1 日現在の耐震化率は 98.5% ですが、厳しい財政状況や統廃合への対応から、国が目標としている平成 27 年度までに耐震化を完了させることが難しい市町もあります。また、非構造部材の耐震対策についても、早期に完了させる必要がありますが、特に、屋内運動場等の天井等の落下防止対策については、平成 25 年 8 月に技術基準や手引きが示され、対策に着手したところであり、目標年度までの対策完了が厳しい状況にあります。
- 平成 26 年 3 月 18 日に三重県が公表した「津波浸水予測図」および市町が独自に作成した浸水想定等によると、津波浸水域内にある公立小中学校は 126 校 (23.5%) であり、うち 118 校が避難所に指定されています。時間的余裕をもって避難できる高台が周辺になく、屋上等においても津波に対する安全性が確保されない学校にあっては、高台移転や高層化等の対策が必要です。(学校数は平成 26 年 5 月 1 日現在の数値)
- 公立学校施設整備事業の交付金額は、学級数に応ずる必要面積や児童数に対する基準面積および 1 m^2 あたりの建築単価等により算出され、その基準や算出方法は毎年文部科学省により示されています。必要面積は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (昭和 33 年法律第 116 号)」に規定する学級編制の標準により算定するため、少人数学級等により学級数が標準を上回る場合、その上回る学級数は交付金額の算定に反映されません。また、近年では、資材費の高騰や作業員不足による工期延長等、工事費が増加する傾向にあり、平成 26 年度には建築単価の引上げがなされ、平成 27 年度概算要求においても 3.7% の建築単価の引上げが盛り込まれたところですが、依然、交付金事業等の算定基礎となる面積や単価が実際に必要となる面積や単価と乖離していることから、設置者の負担が増大しています。このことは、今後、増加すると予想される学校の統廃合や老朽化対策など喫緊の課題の対応への影響が懸念されます。
- 平成 26 年度当初予算における公立学校施設整備費は、前年度とほぼ同額の 1,271 億円が措置されましたが、要望額が予算額を上回ったため、当初から計画していた事業の一部の採択が見送られ、施設整備計画に沿って進めてきた事業推進に支障が生じています。
- 本県の私立学校においては、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れています。また、国の私立学校における耐震化の促進事業は、公立学校に比べ補助率が低く、改築工事の補助対象の校種が私立幼稚園のみから私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に拡大されたものの拡大された校種における補助は平成 28 年度までの 3 年間の時限措置となっています。

《課題》

- ① 公立小中学校施設の耐震化推進のため、耐震補強工事の実施において、 I_s 値 0.3 以上の建物についても I_s 値 0.3 未満の建物と同様に、地震特措法の特例による算定割合を $1/2$ から $2/3$ に引き上げるとともに、平成 27 年度までとなっている地震特措法の期限延長も含め地方財政措置の継続を行う必要があります。特に、天井等の落下防止対策等の非構造部材の耐震対策を進めるため、現状の算定割合 ($1/3$) を建物の耐震化と同様 ($1/2$) に引き上げる必要があります。
- ② 津波対策については、平成 27 年度概算要求においては、集団移転促進事業に関わらず、津波対策のための不適格改築事業の拡充が盛り込まれていますが、用地取得費や造成費用を含む高台移転に要する経費や建物の高層化に要する経費は補助対象となっていないため、それらの経費に対する支援制度が必要です。
- ③ 少人数学級等による実際の学級数が交付金額の算定に反映されるよう必要面積を弾力的に運用するとともに、市場価格との乖離を解消するため、建築単価の大幅な引き上げや離島振興対策実施地域などに加算される特別加算率の引き上げ等を行い、実情に合った補助制度となるよう改善が必要です。また、今後、需要が高まると予想される学校の統廃合による移転改築、学校施設の老朽化対策による改築・改修などの喫緊の課題に対応するため、現在補助対象となっていない改築の場合の用地造成費などの補助対象範囲の拡大や、交付金事業の算定割合（原則 $1/3$ ）を負担金事業と同水準（原則 $1/2$ ）に引き上げることが必要です。
- ④ 施設の老朽化等に伴い今後増大する施設整備に対応し、学校施設の環境改善を図るため、施設整備計画に基づくすべての事業が実施できるよう必要な財源を確保し、年度の早期に事業に着手できるよう迅速な事務処理が必要です。
- ⑤ 私立学校の耐震化を促進するためには、耐震補強工事の補助率の上限を、公立学校と同様に $1/2$ から $2/3$ に引き上げるとともに、私立幼稚園以外の校種についての改築工事の補助対象期間を延長する必要があります。

県担当課名 教育委員会事務局学校施設課、環境生活部私学課、健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、地震特措法、地震財特法、南海トラフ特措法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校施設環境改善交付金交付要綱、私立学校施設整備費補助金交付要綱

16 私立専門学校生に対する授業料等負担軽減事業の予算の確保

(文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

経済的理由により修学が困難な私立専門学校の生徒の修学上の経済的な負担を軽減するため、教育の機会均等に寄与する授業料等負担軽減事業の実施のために必要な予算を確保すること。

《現状》

- 国における「専修学校生への経済的支援の在り方に関する検討会」の中間まとめでは、家庭年間収入300万円未満の割合が大学生は8.7%に対して、専門学校生は17.4%と低所得層が多いことが報告されています。
- また、同じ高等教育機関である大学と異なり、専門学校生の授業料等負担軽減については、一部を除き公的支援が行われていないことから、公的支援を実現することが喫緊の課題とされています。
- そのため、経済的な困難を抱える専門学校生が、経済的理由によって修学を断念することのないよう、その授業料等負担軽減のための公的支援策を講ずる必要性が高いことから、新たに国においても、その支援を行うことを求めています。

《課題》

- ① 教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）では、「授業料減免や学生等に対する奨学金などにより、大学・短期大学生、高等専門学校生、専門学生等に対する修学支援を推進する」とされています。また、経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）においても、「奨学金、授業料減免等の就学支援を推進する」とされています。
- ② 専門学校で学ぶ意欲と能力のある生徒が経済的理由によって修学を断念することなく安心して学ぶことができるよう、授業料等負担軽減事業の実施のために必要な予算を確保することが必要です。

県担当課名 環境生活部私学課
関係法令等 私立学校振興助成法

17 地方における地球温暖化対策のための支援の強化

(環境省、財務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画」を進めるため、「地球温暖化対策のための税」の使途において、地方における温暖化対策がさらに促進されるよう、地方自治体への支援の強化などを図ること。

《現状》

■ 地方自治体においては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「地方公共団体実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制等の取組を進めているところです。しかしながら、県内から排出される温室効果ガスの排出量は火力発電の増加によって化石燃料の消費量が増大したことなどから、増加傾向にあります。

《課題》

- ① 「三重県地球温暖化対策実行計画」では、事業者における省エネ取組の促進、再生可能エネルギーの導入促進、低燃費車の導入促進、環境学習・環境教育の推進など多くの取組を実施することで、温室効果ガスの排出を抑制することとしています。県においては、その財政事情が非常に厳しい中、地方における温暖化対策がさらに促進されるよう、平成 24 年度に導入された「地球温暖化対策のための税」の使途において、地方自治体への支援がさらに強化されることなどが重要です。
- ② なお、平成 26 年 7 月 16 日付けの全国知事会（地方税財政常任委員会）の「地方税財源の確保・充実等に関する提言」において、「地球温暖化対策のための税財源の確保」として、「地球温暖化対策に地方団体が果たす役割を適切に反映した安定的かつ恒久的な地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すべきである」と提言されているところです。

県担当課名 環境生活部地球温暖化対策課
関係法令等 地球温暖化対策の推進に関する法律

18 南海トラフ巨大地震に備えた災害廃棄物処理体制の強化

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 災害廃棄物の広域処理について、国の役割を明確にし、全国のブロック内およびブロック間の広域支援体制を早期に構築すること。
- 2 災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設に使用する用地について、市町村が国有地などを候補地として指定できるよう国が対策を講じること。

《現状》

■ 環境省では、東日本大震災の経験をふまえ、平成 26 年 3 月に「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインの間とりまとめ」を作成しました。これを受けて、全国単位での災害廃棄物処理体制構築に向け、平成 26 年度に「巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を作成した上で、平成 27 年度に地域ブロック単位での行動計画の策定をめざし、今年度からその検討に着手することとしています。

本県においても、広域的な大規模災害に備え、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を行う体制の構築に向け県および市町で災害廃棄物処理計画策定の取組を行っています。

■ 南海トラフ地震による災害廃棄物の処理には、その膨大な発生量に対応した仮置場等の用地を事前に確保しておくことが不可欠です。そのため、県内各市町では、県有地の活用等もふまえ、過去最大クラスの災害廃棄物等の発生量約 1,800 万 t（三重県推計）に対応する仮置場等の確保を進めていますが、内閣府が推計する最大 3,200 万 t への対応は困難な状況です。

《課題》

① 南海トラフ地震等の巨大災害発生時には、行政機能が低下した市町に代わって、速やかに県が災害廃棄物処理を調整し、迅速に災害廃棄物処理対策を講じることが重要です。

そのためには、災害廃棄物の推計発生量や廃棄物処理施設の処理能力をふまえた、地方環境事務所、関係自治体等からなる広域的な処理体制を事前に構築しておくことが必要です。

② 県内の市町では、災害廃棄物の仮置場やその候補地として市町有地を確保していますが、東日本大震災の教訓をふまえると、迅速な廃棄物処理には、推計発生量に対応できる一定規模の仮置場等の候補地を選定しておく必要があります。グランドデザインにおいても仮置場の広域的な活用が今後の検討課題となっていることから、国有林や自然公園等の国有地の活用が発災時に円滑に可能となるような制度の創設が必要です。

県担当課名 環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

関係法令等 災害対策基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

19 循環型社会形成推進交付金の確保と拡充

(環境省、財務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 循環型社会の構築に向けて、市町が整備を行う高効率ごみ発電施設、マテリアルリサイクル推進施設および浄化槽整備等に係る循環型社会形成推進交付金について、平成27年度分の必要額を確保すること。
- 2 エネルギー回収型廃棄物処理施設について、一層の整備促進に向け、すべての対象事業費について交付率を1/2まで引き上げる制度に拡充すること。

《現状》

- 全国的にダイオキシン対策により整備されたごみ処理施設（～平成14年度）の更新整備に伴い循環型社会形成推進交付金の要望増が見込まれており、本県の市町においても、平成27年度の交付金要望額は63億円と見込まれ、平成26年度分（47億円）よりも増加する見込みです。
- 平成26年度から、災害対策の強化に資するエネルギー効率の高いエネルギー回収型廃棄物処理施設について、高い交付率（1/2）の適用される範囲が従来の制度より拡大されましたが、灰出設備等、一部の対象事業費については、依然として1/3の交付率が適用されています。

《課題》

- ① 循環型社会の構築に向けて、必要な施設整備を円滑に行うため、平成27年度要望分について予算の確保が必要です。
- ② 災害対策や地球温暖化対策の強化をめざし、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を一層推進するためには、すべての交付対象事業費に対して1/2の交付率を適用する支援制度の拡充が必要です。
また、本県では、ダイオキシン対策等を受けて実施したRDF焼却・発電事業が平成32年度末で終了する状況であることから、市町は高効率ごみ発電施設整備を含む新たなごみ処理体制の整備を行う必要があります。

県担当課名 環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課、環境生活部大気・水環境課
関係法令等 循環型社会形成推進交付金要綱、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

20 産業廃棄物の不適正処理対策への支援

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 産廃特措法に基づく支障除去対策において、用地購入費を支援対象に追加すること。
- 2 産廃特措法に基づく支障除去対策完了後の跡地の有効利用について、その整備費等を支援すること。
- 3 産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業について、平成 28 年度以降も制度を存続し、支援を継続すること。

《現状》

- 四日市市大矢知・平津事案は、覆土・雨水排水対策を中心とした支障除去対策を実施しており、調整池等を措置命令区域外に設置することとして、用地を一般地権者から購入する計画ですが、現在の運用では、用地購入費は対象外とされており、産廃特措法に基づく財政的支援が受けられません。
- また、「負の遺産」を解消するため、平成 25 年度に国庫補助金を受けた上で、地元と一体となって対策完了後（平成 35 年度以降）の跡地利活用方法の検討を進めていますが、現状では跡地の整備費に対する支援制度はありません。
- 平成 10 年 6 月以降の事案を対象とし、都道府県等が行う原状回復事業に対する国の支援制度について、制度の変更が検討されています。
(原状回復事業に対する平成 25～27 年度の支援比率：国 30%、産業界 40% 計 70% ※本県は現時点では該当事案なし)

《課題》

- ① 覆土・雨水排水対策を中心とした支障除去対策の実施において、調整池等の用地を確保するために多額の費用が必要です。
- ② 支障除去対策完了後の跡地の有効利用がなされるよう、跡地の整備を実施するには多額の費用が必要です。
- ③ 原状回復事業に対する国の支援制度（産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業）は、平成 28 年度実施分から自治体への支援が大幅に縮小されるおそれがあります。円滑に原状回復等がなされるよう、現行制度をできる限り維持し、自治体の財政負担を軽減する必要があります。

【四日市市大矢知・平津事案】 廃棄物埋設面積：約 95,000m² 廃棄物埋設容量：約 2,620,000m³
用地取得面積および金額（平成 26～27 年度取得予定）：19,650m²×8 千円/m²=157,200 千円

県担当課名 環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム
関係法令等 産廃特措法（特定産業廃棄物に起因する支障除去等に関する特別措置法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

21 川上ダム建設事業の促進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、また、利水の面においても、地域にとって必要不可欠な施設であることから、早期完成とさらなるコスト縮減に最大限努めること。

《現状》

- 川上ダムは、平成 21 年 4 月に閣議決定された淀川水系水資源開発基本計画および平成 23 年 2 月に変更認可された事業実施計画において、工期は昭和 56 年度から平成 27 年度までと位置づけられています。
- 家屋補償については、平成 15 年度に 40 戸(100%)の移転が完了し、水没用地については約 99%取得済みです。
- 本体工事の準備工事となる転流工事は、平成 23 年 1 月に概成しています。
- 国の治水政策の転換に基づき、川上ダムは「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」とされ、平成 22 年度から検証作業が進められてきましたが、平成 26 年 8 月に国土交通省が川上ダムの対応方針を「継続」と決定しました。

《課題》

[治水]

- ① 過去から幾多の水害に悩まされた本県伊賀地域(木津川上流地域)の治水対策として、狭窄部である岩倉峡の開削を要望してきましたが、狭窄部の開削は都市化が進む下流地域の洪水リスクを高めることとなることから、「上野遊水地、川上ダムと河道掘削」で対応する治水計画を苦渋の選択の上、受け入れてきた経緯があります。
- ② 昭和 28 年洪水では約 540ha、約 200 戸の浸水被害を受け、最近では平成 25 年の台風 18 号の接近時に、ダム下流域において浸水被害が発生し一時住民が避難しており、一刻も早いダムの完成による、伊賀地域の治水安全度向上が望まれています。

[利水]

- ① 伊賀市水道事業では、川上ダムの完成が遅延していることから、暫定豊水水利権による取水となっており、水道水源として不安定な状態です。
- ② 検証により完成工期が延伸するため、建設関連費、水資源機構の事務経費、および水資源機構立替建設費用に対する利息が嵩むことから、利水者負担の増大が懸念されます。

県担当課名 地域連携部水資源・地域プロジェクト課、環境生活部大気・水環境課、県土整備部防災砂防課、企業庁水道事業課

関係法令等 河川法、水資源開発促進法、水資源機構法

22 生活交通手段の確保

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

生活交通の維持・確保のため、各地域の交通事情を考慮し、地域の生活に不可欠な交通手段であるバス、鉄道への支援の拡充を図ること。

- 1 「地域公共交通確保維持改善事業」の予算枠の拡大
- 2 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の補助対象事業および対象者、予算枠の拡大
- 3 地域鉄道事業者の事業欠損に対する新たな支援制度の創設

《現状》

- 県は、国の制度を活用し、市町やバス事業者の協力も得ながら、生活交通のネットワーク化を進め、複数の市町間をまたぐバスに対する支援を行い、バス交通を県民の移動手段として存続させています。
- 国の補助制度を活用し、地域鉄道の設備整備等に対し支援を行っていますが、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の対象は単年度事業のみであり、複数年におよぶ大規模な設備更新は補助対象外です。また、大手民鉄が補助対象から除外されているため、特に、採算性の低い支線で施設の老朽化が進み、整備が遅れています。さらに、平成26年度予算における国の補助内示額は、要望額に対し40～45%減額されています。
- 地域鉄道の経営状況が厳しく、その持続的な運営を確保するため、沿線自治体は多額の欠損補助等の負担を行っています。しかし、沿線自治体も財政状況が厳しく、永続的な支援が難しくなっています。

《課題》

- ① バス交通を県民の移動手段として存続させていくためには、地域にとって最適なバス交通のあり方を、まちづくりや観光などとも連携しながら、地域の多様な関係者によって検討し、生活交通のネットワーク化を強化していく必要があります。そのためには、やる気のある地域が、確実に事業を実施できる予算枠の確保が必要です。
- ② 地域鉄道および大手民鉄にとって、安全性向上のための投資が大きな負担となっていることから、補助対象となる事業や事業者、予算枠を拡大する必要があります。
- ③ 経営が厳しい地域鉄道の運行支援について、県内の沿線自治体も多額の負担をしており、地域鉄道の経営安定のため、運行支援に対する国の新たな支援制度の創設が必要となっています。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 鉄道軌道整備法、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

23 償却資産に対する固定資産税の堅持

(総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

償却資産に対する固定資産税について現行制度を堅持すること。

《現状》

- 土地、建物、償却資産に対する固定資産税は、当該資産の保有と、市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課税されるもので、税源の偏りも小さく、市町村税にふさわしい基幹税目です。
- 償却資産に対する固定資産税については、企業等が行う事業に対する市町村からの受益度を示すものとして事業用の土地や家屋と一体的に課税されるものであり、その基幹税目としての意義・目的は制度発足以来、変わっていません。
- しかし、近年、設備投資の促進を目的として、経済産業省や経済界から、償却資産課税の見直し等が求められています。
- 平成 26 年度与党税制改正大綱においても、固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、「幅広い観点から引き続き検討する」こととされました。

《課題》

- ① 本県の市町においては、償却資産に対する固定資産税は地方税収全体の約 13.8% (平成 24 年度) を占めており、全国の市町村におけるその割合 (約 7.6%、平成 24 年度) と比べ非常に高く、特に重要な財源となっています。
- ② 仮に、償却資産に対する固定資産税が廃止されることとなれば、本縣市町の財政運営に著しい影響を及ぼすことから、現行制度を堅持する必要があります。
- ③ また、さまざまな創意工夫で産業振興や地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の経済政策のために奪うようなことは、地方分権に逆行していると考えられます。

	償却資産税額	地方税収	割合
三重県市町合計	381 億円	2,751 億円	13.8%
全国市町村合計	15,387 億円	203,152 億円	7.6%

県担当課名 地域連携部市町行財政課

関係法令等 地方税法

24 国土強靱化に向けた農林水産業施設の計画的な整備の推進

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 農業用ため池や、排水機場および頭首工等の基幹的農業水利施設の整備が着実に進められるよう、必要な予算を配分するとともに、国の財政支援を強化すること。
- 2 宅地化が進んだ農村地域で排水機場の改修が円滑に進められるよう、湛水防除事業の要件を緩和すること。
- 3 山地災害の未然防止および復旧対策を着実に進められるよう、治山事業に必要な予算を十分に配分すること。
- 4 南海トラフ地震により発生する津波等から背後地を守るため、海岸保全施設の整備に必要な予算を十分に配分すること。
また、南海トラフ地震津波避難特別強化地域における海岸保全施設の整備に対して、東日本大震災復興特別会計で行われた全国防災対策と同等の制度を創設し、国の財政支援を強化すること。

《現状》

- 農業用ため池や基幹的農業水利施設の多くで老朽化が進むなかで、南海トラフ地震の切迫性が指摘されるとともに台風や局地的豪雨の発生頻度が高まっていることから、地震・津波や風水害に対する十分な備えが求められています。
- 過去に湛水防除事業で整備した排水機場の受益地において、宅地化が進んだ地域が存在しています。
- 台風等による風水害の頻発に伴い、山地災害対策の強化が求められています。
- 南海トラフ地震の切迫性が指摘されているなかで、津波等の被害から後背地を守る対策の強化が求められています。

《課題》

- ① 地方の厳しい財政状況のなか、地震・津波や風水害に備えて農業用ため池や、排水機場および頭首工等の基幹的農業水利施設の整備を進めていくためには、地方自治体や施設所有者等の負担を軽減するための国の財政支援の強化が必要です。
- ② 宅地化が進んだ農村地域内の排水機場について、湛水防除事業の要件（受益面積のうち農地面積の比率が50%以上）を満たすことができず、更新整備等の老朽化対策が行えない事例が生じています。
- ③ 必要な治山事業予算が確保できない場合には、頻発する山地災害の復旧対策が遅れるとともに、着手率が50%程度に止まっている山地災害危険地区での未然防止対策がさらに遅れることとなります。
- ④ 南海トラフ地震防災対策推進地域、特に南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域において、比較的頻度の高い津波（L1津波）を発生させる地震に対応した海岸保全施設の整備を加速していくためには、東日本大震災復興特別会計で行われた全国防災対策と同等の制度を創設するなど、国の財政支援の強化が必要です。

県担当課名 農林水産部農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課

関係法令等 土地改良法、農村地域防災減災事業実施要項、森林法、海岸法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する法律、地方財政法

25 TPP協定交渉における妥協のない対応

(内閣官房、農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 TPP協定交渉にあたっては、国益にかなう最善の道を追求め、妥協せず、しっかりと交渉すること。また、国民生活に与える影響等について十分に情報提供し、国民に対する説明責任を果たすこと。
- 2 地方の農業・農村や漁業・漁村を取り巻く現状をふまえ、関税撤廃の例外品目の十分な確保、WTO漁業補助金交渉における日本の姿勢の堅持など、政府としてしっかりと交渉すること。また、交渉状況をふまえ、農林漁業者が将来展望をもって経営を持続し、競争力を確保していけるよう対策を講じること。

《現状》

- TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は、物品の関税の撤廃・削減のみではなく、投資、知的財産などの非関税分野や環境、労働などの分野も含む包括的協定として、交渉されています。関税をなくしていくことで貿易が盛んになるという意見がある一方で、農林水産業の衰退や食料自給率の低下、食品の安全基準の緩和、公的な医療保険が受けられる範囲の縮小など、さまざまな分野で不安のがあります。
- 日本は食料輸出国と比べ、土地条件等で圧倒的に不利であり、仮に主要農産物の関税が撤廃された場合には、国内農業への影響は甚大です。農林水産業は、安全で安心な食料を安定的に供給する産業であるとともに、景観の形成や伝統文化の継承などの重要な役割を担うなど、将来にわたり地域の経済や社会に貢献し、就業の場として大切な産業です。
- 農地における水田の割合が7割を超えており、水田農業は食料生産に加え、地域社会の発展や多面的機能の維持増進などに大きく貢献しています。また、畜産業は、本県農業産出額の3割を占める重要な産業ですが、今年7月8日の日豪EPA協定の署名により、県内の畜産農家への、牛肉の関税引き下げの影響が心配されるどころです。さらに、持続可能な漁業や安全で安心に暮らせる漁村の構築のために、WTO漁業補助金交渉においても政策上必要な補助金については認められるべきとの主張を日本は行っています。

《課題》

- ① TPP協定が国益にかなうものとなり、国民が将来への希望を感じることができるよう、妥協せずしっかりと交渉をする必要があります。また、TPP協定に関して不安を抱いている方もいることから、情報を十分に提供し、政府として説明責任を果たすことが必要です。
- ② 高い関税が設定されている米、小麦、牛肉・豚肉、乳製品等について関税が撤廃された場合には、輸入品の増大によって生産の減少を余儀なくされ、本県の農業・農村の振興に大きな支障が生じます。また、本県の漁業・漁村の振興が着実に進められるよう、政策上必要な漁業補助金について維持されることが必要です。

県担当課名 農林水産部農林水産総務課、農業戦略課、水産資源課

26 経営力のある担い手の育成を図るための対策の充実

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

(農林水産省)

- 1 収入減少影響緩和対策（ナラシ）については、米価の低迷が続いた場合に、標準的収入額が低下しない仕組みに見直すとともに、標準的収入額の20%を超える収入減となっても、補てんが行われるよう制度を充実させること。
- 2 これまで実施してきた農家の収入安定制度をふまえ、対象品目や経営の種類を制限しないなど地域の実情に柔軟に対応でき、意欲的な農業経営体の不慮の収入減少に備えることができる収入保険制度を早期に創設するとともに、恒久的な制度となるよう法制化すること。
- 3 福祉事業所の農業参入を推進し、初期段階の農業経営を軌道にのせるため、施設・機械の整備と併せて運営を担う人材育成等を行う新たな支援制度を創設すること。
- 4 全国的に増加傾向にある新規参入者の定着をサポートする普及指導員の活動をより一層充実・強化するため、「協同農業普及事業交付金」の予算を十分に確保すること。

《現状》

- 米などを対象とする収入減少対策については、過去の価格推移を根拠に設定されている標準的収入額が低下しているほか、米価がさらに低下する状況が想定されるため、標準的収入額の20%を超える収入減少になりうるものが懸念されています。
- 現行の農業共済制度は自然災害等による収量減少等を対象としており、価格低下は対象とされていません。また、野菜などの価格安定制度は収量減少には対応できていないほか、本県の特産である花木などについては、農業共済、価格安定制度の対象になっていません。さらに、大規模な自然災害の頻発や、グローバル化の進展等による農産物価格の急落が懸念され、積極的な農業経営に取り組みにくい状況です。
- 本県では、福祉事業所を農業の新たな担い手として位置づけ、県内各地における福祉農園の開設を支援しています。国では、「農」と福祉の連携プロジェクトの一環として、これまで「農」のある暮らしづくり交付金において福祉農園の開設支援が実施され、平成27年度からは都市農業機能発揮対策事業において引き続き支援が実施されますが、対象地域が都市計画区域に限定されています。
- 国による青年就農給付金事業をはじめとする新規就農者の確保・育成対策が強化されたことから、農業への新規参入者が全国的に増加傾向にありますが、新規参入者の地域への円滑な定着については、普及指導員が中心となってサポートしています。

《課題》

- ① 今後も価格の下落が続くと見込まれる中、農家の収入を確保するためには、収入減少による影響を緩和する対策について、補てんの基準となっている標準的収入額を減少させない仕組みに見直すとともに、予想以上の米価の下落に対応した制度としていくことが必要です。
- ② 産地や農業経営の発展に向け、意欲的な農業者を対象とした収入保険制度を早期に創設することが必要です。また、創設に際しては、市場価格・収量の低下のみならず、燃料や資材など経費の高騰にも対応した総合的な制度としていくことが望まれます。
- ③ 福祉事業所が農業参入する際には、施設整備などの初期投資や、農園運営に係る人材の確保等の負担が大きく、事業開始に係る大きなハードルとなっています。そのため、福祉事業者の農業参入を広く推進するためには、対象地域を都市計画区域に限定することなく、農業施設・機械の導入や運営を担う人材育成を支援する制度が必要です。
- ④ 農業の成長産業化を支える担い手となる新規参入者を確保し、その定着に向けてきめ細かくサポートしていくため、就農相談への対応や研修実施の支援、経営の早期安定に向けた技術・経営指導など、普及指導員の活動をより一層充実・強化する必要があります。

県担当課名 農林水産部担い手育成課、農産園芸課

関係法令等 農業改良助長法、農業災害補償法、野菜生産出荷安定法、果樹農業振興特別措置法、畜産物の価格安定に関する法律

27 直接支払制度の充実・強化

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 農業・農村の多面的機能の維持・発揮のために行う地域の共同活動に対して、地方自治体が積極的に支援できるよう、各地方に多面的機能支払交付金の必要額を配分するとともに、地方の負担を軽減するため国の負担率（1／2）を引き上げること。
- 2 平成 27 年度から実施される中山間地域等直接支払制度（第 4 期対策）の制度設計にあたり、より条件が悪い農地における受け手確保のための交付金（6,000 円／10a）の加算や面積要件（1 ha 以上）の緩和、畑地の交付単価（11,500 円）の増額など、制度の拡充・強化を図ること。

《現状》

- 本県では、平成 26 年度から始まった日本型直接支払制度の多面的機能支払を活用して、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のために行う地域の共同活動への支援に積極的に取り組んできており、平成 26 年度は対前年比 1.5 倍の面積で取組がスタートする見込みとなっています。このため、取組の拡大にともなう地方負担の増加が懸念されています。
- 急傾斜地の狭小な水田で構成される棚田など生産条件が一層不利な農地について、投じた作業に見合うだけの収入が得られないことから、受け手の確保が難しくなっています。また、中山間地域等直接支払制度の面積要件を満たさない小規模な地域や、交付単価の低い樹園地・茶園等の畑地帯では耕作の継続に向けた取組が進まず、耕作放棄地の発生を招いています。

《課題》

- ① 厳しい財政状況のなか、農業・農村の多面的機能を維持・発揮させていくためには、多面的機能支払について、地方自治体が面的広がり確保しつつ持続的に推進していけるよう、国の財政支援の強化が必要です。
- ② 高齢化、過疎化が進む中山間地域において守るべき農地の受け手を確保していくために、中山間地域等直接支払制度（第 4 期対策）については、より条件の悪い地域の実態等を踏まえた制度設計が必要です。

県担当課名 農林水産部農業基盤整備課
関係法令等 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律等

28 鳥獣被害防止総合対策の強力な推進

(農林水産省、環境省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」の一部改正により創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施するにあたり、法制全体における鳥獣の捕獲等に係る国・都道府県・市町村の役割を明確にするとともに、新たに発生する事務・事業に要する経費については、国が交付金の創設や交付税措置など確実に財源措置を講じること。
- 2 鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域の要望に応えられるよう、十分な予算を確保するとともに、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金について、鳥類(カワウ)の捕獲に対する単価引上げに係る前提条件の見直しおよび上限単価の更なる引き上げを行うこと。

《現状》

- 鳥獣保護法の改正に伴い、国または都道府県が指定管理鳥獣の捕獲等事業を実施することができるようになりますが、市町村が実施する鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した捕獲との棲み分けが明らかになっていません。また、県が取り組む場合、新たな財源を確保することは、大変厳しい状況です。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用などにより、侵入防止柵の整備などに取り組んでいますが、被害は高い水準に留まっています。また、カワウの捕獲に対する鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金の上限単価については、市町村単位で獣類被害を上回る鳥類被害がある場合に限り引き上げることができるようになりましたが、三重県内で該当する市町は少なく、かつ、引き上げた単価も他の獣類と比べると依然低いことなどから、被害の拡大に対応できていません。

《課題》

- ① 捕獲を効果的・効率的に進めるため、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用して、これまで捕獲を主体的に進めてきた市町村と、都道府県および国との役割分担を明確にする必要があります。また、厳しい財政状況の中、都道府県が市町村等と連携して効果的な捕獲事業を実施するためには、国の財政支援の強化が必要です。
- ② 地域が獣害対策に着実に取り組めるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算の確保が必要です。また、カワウの捕獲強化のため、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金の単価引上げに係る前提条件（特定の鳥類による被害がイノシシ等による被害よりも大きく、かつ、当該鳥類の捕獲強化による農林水産業への被害軽減を図る必要がある場合）の見直しに加え、上限単価の更なる引き上げが必要です。

県担当課名 農林水産部獣害対策課、水産資源課

関係法令等 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

29 水産業の成長産業化に向けた施策の強化

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 改革に意欲ある漁村が策定する「浜の活力再生プラン」の実行に必要な専門家の派遣や浜同士の連携によるネットワーク化の取組に対する支援制度を創設すること。
- 2 水産物の輸出促進の障壁となっている放射性物質検査証明を撤廃し、科学的根拠に基づいた輸出先国の規制緩和に取り組むこと。
- 3 新規就業者の定着を促進するため、独立自営で漁業に就業した若者に対する給付金制度を創設すること。

《現状》

- 「日本再興戦略」では「浜の活力再生プラン」を推進し、持続可能で収益性の高い漁業・養殖業の基盤を構築すると掲げられています。県内では平成26年10月現在、8地区において「浜の活力再生プラン」策定のための準備が進められており、今後も策定地区を拡大させていく予定です。
- 韓国、中国、ブルネイ、タンザニア、レバノンの5か国は、本県水産物に放射性物質検査証明を求めています。これまで、本県水産物において東日本大震災に起因する放射性物質は検出されていません。
- 独立自営で漁業への就業を希望する若者にとって、就業初期の所得の不安定な状況が就業を躊躇する大きな要因となっています。

《課題》

- ① 「浜の活力再生プラン」を確実に実行するためには、マーケットインの発想の下での生産の取組や複数の浜が機能分担しながら協力することが不可欠であることから、専門家の派遣による助言や情報提供等のフォローアップ、浜同士の連携によるネットワーク化などの取組への支援が必要です。
- ② 放射性物質検査証明にかかる手間と費用が事業者の負担となっており、輸出拡大の障壁となっています。
- ③ 独立自営の新規就業者を定着させるためには、青年就農給付金制度と同様に就業初期（5年間程度）の所得を確保する支援制度が必要です。

県担当課名 農林水産部水産資源課、水産経営課

関係法令等 浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について（25水港第2656号農林水産事務次官依命通知）、対各国との輸出取扱要領等

30 漁業経営の安定に向けた施策の強化

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 漁業共済制度（養殖共済）における赤潮特約の掛金率を、過去の大規模な赤潮被害の発生状況を十分に勘案して見直すこと。
- 2 定置網施設を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚法」）」に基づく災害復旧事業の対象とすること。

《現状》

- 本県では、昭和 55 年度と昭和 59 年度の赤潮被害に対し 2 億円を超える共済金の支払いがあったものの、それ以外は少額となっています。漁業共済制度の赤潮特約の掛金率は、これまでに本県で発生した赤潮被害を的確に反映したものとなっていません。
- 近い将来、南海トラフ地震による津波被害が想定される中、激甚法では、水産動植物の養殖施設は災害復旧事業の対象とされているものの、養殖施設と同様に海上に設置されている定置網は対象とされていません。

《課題》

- ① 赤潮特約の掛金率については、各都道府県の海域環境や赤潮被害の発生状況を十分に勘案して、平成 26 年度に実施される掛金等の見直しにおいて養殖種類や都道府県別に適切な掛金率となるよう改正することが必要です。
- ② 津波等によって被害を受けた場合、速やかに定置網施設の復旧を図られるようにしていくことが必要です。

県担当課名 農林水産部水産資源課、水産経営課

関係法令等 漁業災害補償法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、地方税法

31 航空宇宙産業の振興を促すクラスター形成等への支援

(経済産業省、文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

わが国における成長産業として、確実に拡大が期待される航空宇宙産業の振興に向けて、以下の項目に取り組むこと。

- 1 国内の既存サプライヤーの強化を図るため、一貫受注・生産に向けた、中小企業を含む航空宇宙産業クラスターの形成につながる設備投資に対する補助制度を創設すること。
- 2 技術者の人材確保・育成に資する研修等の取組に対する財政支援を講じること。
- 3 自動車産業等の異業種からの新規参入を促進するため、新たに航空宇宙産業に参入しようとする民間企業のJISQ9100やNadcap等のハイレベルな品質管理システムの認証取得に対して、財政支援を講じること。
- 4 航空機宇宙分野において競争力のある外資系産業、特に航空機の装備品、MRO(メンテナンス・修理)などの分野の企業誘致を促進するため、JETRO等が実施する自治体への支援策の充実・強化を図ること。

《現状》

- 航空宇宙産業は、成長が大いに期待される産業であり、例えば、民間航空機需要は今後20年間で約2倍になると予想されています。
- 航空機産業については、海外の完成機メーカーを頂点とした、裾野の広い産業であり、特に東海地域には、一次下請けに位置する国内大手重工メーカーの他、二次下請けを担う中堅・中小企業が数多く立地しております。愛知・岐阜・三重を始めとした中部圏の自治体が一体となって国際戦略総合特区「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の取組を推進することで、航空機関連企業が設備投資をしやすい環境整備に取り組んでいます。
- 本県では上記特区の取組に加え、ボーイング社の製造拠点であるワシントン州と、相互の技術の高度化やビジネスの拡大に資する取組を進めるための覚書(MOU)を締結するなど、県内の事業環境の整備が進展しています。
- 本県の独自性を活かした今後の戦略を作成するため、本年8月に「みえ航空宇宙産業研究会」を立ち上げ、短期的および中長期的に取り組むべき方針に関する産学官の具体的な行動を盛り込んだ「みえ航空宇宙産業振興ビジョン」を今年度中に策定することとしています。

《課題》

- ① 今後の民間航空機の増産および海外メーカーからのコスト低減要請、並びに中小企業の競争力強化や技術力向上などの課題に対応するため、中小企業を含む産業クラスターの形成による一貫受注・生産体制の構築が必要です。
- ② 今後の市場拡大が予測されるなか、現場技能者や設計などを担当する高度技術者等の人材不足が懸念されます。
- ③ 地域産業への波及効果を高めることが重要であり、今ある地域の産業集積を最大限に生かし、県内への航空宇宙産業の集積を進めるため、自動車産業等の異業種から新規参入しやすい環境を整備する必要があります。
- ④ 航空機製造において海外メーカーの依存度が高い装備品やMROなどの分野について、重点的に企業誘致を図る必要があります。

32 地方の実情に応じた女性の活躍推進の支援

【提言・提案事項】**制度**・**予算**

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

- 1 経済団体等の地域の多様な主体が連携して企業等における女性の登用や女性の創業等に向けた地域ぐるみの取組を進めるにあたり、男女共同参画センターが女性活躍推進の中核組織となれるよう以下の項目に取り組むこと。
 - ・男女共同参画センターが中核組織の役割を担うための体制整備や機能強化に対する人的、財政的な両面での支援を行うこと。
 - ・地域が一体となった取組を進めていくための事業に対し、「地域女性活躍加速化交付金」の延長・拡充等の継続的な財政支援を行うこと。
- 2 女性が仕事と育児を両立し、就労継続できる社会の構築に向けて、以下の項目に取り組むこと。
 - ・育児等による離職防止に向けて、育児休業制度および両立支援助成金制度等の充実と活用の徹底を図ること。
 - ・子育てしながら再就職を希望する女性のニーズが高い、託児付きの就労相談について、マザーズハローワークでの体制を整備すること。
 - ・高等教育機関において、女子学生に対してのライフプラン・キャリア教育を充実するため、キャリア教育実施体制の充実を図ること。
 - ・高等教育機関が、卒業生に対する再就職・復職に向けた相談支援や、社会復帰前の学び直しなどのキャリアアップ・スキルアップ支援、地域企業との人材マッチングなど、地域人材の生涯にわたる一体的な支援を実施する際にも支援できるよう、柔軟な支援体制を整備すること。

《現状》

- 本県の男女共同参画センターでは、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進める中で、女性の活躍推進をテーマとするフォーラムや、企業経営者、人事労務担当者等を対象とするセミナーを開催し、企業等における女性の活躍推進の機運醸成を図っています。
- 本県では、「地域女性活躍加速化交付金」を活用し、県が中心となり、地域経済団体、労働団体、行政等が連携し、女性の活躍推進に賛同する企業・団体等を会員とする「女性の活躍推進三重県会議」を設け、具体的な取組目標の自主宣言を促してそれぞれの取組の「見える化」を図り、女性の活躍推進の機運を醸成していく取組を進めているところです。
- 仕事と家庭の両立が困難な労働環境の下で、7割以上の女性が「結婚・出産のため自主的に仕事をやめる」という選択をしています。一方、20歳代・30歳代の専業主婦等の90%以上が働きたいと考えており、再就職へのニーズは高くなっていますが、再就職時には非正規労働者となる傾向があり、高等教育や前職で得た女性の高いスキルが活かされていません。
(専業主婦希望の割合：国立社会保障・人口問題研究所による第5回全国家庭動向調査2013年調査)(離職理由：H25年度三重県子育て女性の就労意識に関する調査)
- 育児休業を十分活用せず離職し、乳児を抱えながら改めて就職活動を行う子育て中の女性が増加する一方、地方の中小企業においては、少子化により企業の技術や文化を継承する人材確保が困難化する傾向にあり、女性の就労継続が期待されています。しかしながら、仕事と子育てが両立できる労働環境が整っておらず、6割が離職しています。
- 20歳代女性の41.6%が結婚後に専業主婦を希望していますが、女子学生に対して、安易な離職を防ぎ、就労継続を促すために、高等教育機関においてライフプラン・キャリア教育を実施し、労働政策や生涯賃金等社会保障制度の情報提供をすることによって、就労継続を望む割合が増える傾向があります。(H25年度高田短期大学杉浦礼子教授「短期大学におけるキャリア教育の必要性」)

《課題》

- ① 女性の活躍を推進するにあたり、男女共同参画センターが中核組織となり、地域経済団体等と連携して企業等における女性の登用や女性の創業等の取組を支援していくことが必要ですが、女性の活躍に関してのこれまでの連携した取り組みは弱く、専門性を発揮して対応するには組織の体制と機能が人的、財政的な両面で十分とはいえない状況です。
- ② 「女性の活躍推進三重県会議」を基盤として、今後、男女共同参画センターを中核とする、より幅広い女性の活躍推進の地域ネットワークを構築し、地域ぐるみの取組を進めていくことが必要ですが、女性の活躍を進める継続した取組とするために、「地域女性活躍加速化交付金」の延長・拡充など引き続き国の支援が不可欠です。
- ③ 女性の離職による非正規労働者の増加は、女性の視点や高いスキルが経済社会全体の生産性に生かされず、また世帯所得の減少による少子化にもつながるため、就労継続を支援する環境を整備することが必要です。
- ④ 女性の就労継続を促進する啓発ときめ細かな相談支援体制を整備するとともに、再就職に向けた学び直し等、キャリアアップ・スキルアップ支援の充実を図るとともに、企業に対して、仕事と子育てを両立できる労働環境づくりへの支援体制の整備を行い、良質な労働力である女性の安易な離職の防止を徹底することが必要です。
- ⑤ 女性の離職を防止するためのライフプラン・キャリア教育を徹底し、働き続けることを共通認識にしていくことが必要です。

県担当課名 環境生活部男女共同参画・NPO課、雇用経済部雇用対策課
関係法令等 男女共同参画基本法、育児介護休業法

33 サービス産業の経営人材育成に係る支援

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

サービス産業の生産性向上に向けて、大学等の教育機関がサービス経営学に係る教育プログラムを開発・実施する際の支援策を創設すること。

《現状》

- サービス産業は、日本の国内総生産の約6割を占め、その割合は年々拡大しており、地域の生活と経済を支える重要な産業です。
- 少子高齢化が進むわが国において、サービス産業の役割はますます重要になっており、地方においても、製造業が生産拠点の多くを海外に移転する中、サービス産業が大きな雇用の機会を提供しています。
- 海外ではホテル経営学で有名なコーネル大学、料理界のハーバード大学とも言われるカリナリー・インスティテュート・オブ・アメリカ(CIA)など、サービス経営学に関する専門的な教育機関が存在しますが、日本では特定のサービス業に特化した学科が不足しています。

《課題》

- ① わが国のサービス産業は、製造業と比べ、また他の先進諸国のサービス産業と比べても、生産性の伸び率が低く、サービス産業の生産性向上は重要な課題となっています。
- ② こうした課題の解決には、サービス産業に特化した経営に関する実践的な学びの場が必要となりますが、そのための教育機関や教育プログラムが不足しています。
- ③ こうしたことから、サービス経営学に係る学科や教育プログラムを大学等の教育機関に創設するための支援策を創設する必要があります。

県担当課名 雇用経済部サービス産業振興課
関係法令等 小規模基本法、小規模支援法

34 中小企業・小規模企業支援

【提言・提案事項】 制度・予算

(経済産業省)

- 1 県内の特に小規模企業においては収益改善が進まないなど消費税増税の影響を受け、業況が停滞しているため、中小企業・小規模企業の経営の安定ならびに向上や新たな価値の創造および挑戦を促進するための予算を十分に確保すること。
 - 2 小規模支援法に係る計画認定に伴う支援策を早期に具体化するとともに周知を図ること。
 - 3 特に、平成 25 年度補正予算で措置された事業について、県内の中小企業・小規模企業のニーズが高いことから、平成 26 年度以降も継続・拡充するとともに、県内の中小企業・小規模企業に対してきめ細かく周知すること。
- ＜平成 25 年度補正予算における主な中小企業・小規模企業支援策＞
- ・ものづくり・商業・サービス革新事業（新・ものづくり補助金）
 - ・小規模事業者持続化補助金
 - ・商店街まちづくり補助金
 - ・地域商店街活性化補助金（にぎわい補助金）

《現状》

- 国においては、日本経済の再生に向けて取りまとめた「日本再興戦略」において、中小企業・小規模事業者への支援を柱の一つとして掲げており、6 月には小規模企業基本法および小規模企業支援法が成立したところです。また、平成 25 年度補正予算、平成 26 年度当初予算においても、中小企業・小規模事業者に対する支援に取り組まれているところです。
- 消費税の増税に対応して、中小企業・小規模企業が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため「消費税転嫁対策特別措置法」を制定するとともに、増税分の価格転嫁を拒む事態がないよう監視する「転嫁対策調査官（転嫁Gメン）」の配置などに取り組まれています。
- 一方、本県においては、地域の成長戦略として、平成 24 年 7 月に「みえ産業振興戦略」を策定し、地域経済の活性化、雇用の安定・拡大に向けた取組を展開しています。また、平成 26 年 4 月 1 日より「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を施行し、地域経済の大きな担い手である中小企業、特に県内企業の約 9 割を占める小規模企業を支援するため、県が先頭に立って、人材の育成、資金供給の円滑化、創業や事業承継の促進などに取り組んでいくこととしています。

《課題》

- ① このような中、県内の中小企業・小規模企業からは消費税増税に伴う消費の冷え込みから回復が鈍い、消費増税分を価格転嫁できていないなどの声を聞いており、先行きに対する不透明感が広まっています。
- ② 県では本年 4 月に三重県中小企業・小規模企業振興条例を制定し、県、商工団体、市町、地域の金融機関、他の公的機関等における責務・役割を規定し、関係機関との連携・協力により地域の实情に即し、中小企業・小規模企業を支援することとしています。国においても小規模企業基本法および小規模企業支援法に基づき小規模企業を支援されますが、これらの支援の実効性を高めていくためには、国・県の連携策および支援内容を早期に具体化する必要があります。

県担当課名 雇用経済部サービス産業振興課

関係法令等 小規模基本法、小規模支援法

35 地域経済の活性化に向けた税制措置の拡充・強化

(総務省、経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 法人税における中小企業向け特例措置を継続するとともに、小規模事業者などへの優遇税制措置を拡充すること。
- 2 中小・小規模企業の研究開発を促進するため、研究開発に係る税制の優遇措置について、参入対象となる人件費の要件を緩和・拡充すること。

《現状》

- リーマンショック以降の世界的不況、国内のデフレ経済の進展などが中小企業・小規模企業の経営に与えた影響は極めて大きく、景気回復期にあっても未だ多くの中小企業はリーマンショック前の業績には戻っておらず、企業の財務体質は脆弱な状態です。
- 赤字から脱却した中小企業においても、先行きは不透明な状況が続いており、前向きな設備投資までには踏み切れず、財務体質も良好な状態までには至っていない中小企業が多く見受けられます。

《課題》

- ① 中小企業への法人税の軽減（本則 19%→15%）などの優遇税制が廃止されることとなれば、さまざまな創意工夫により経営改善を行っている中小企業の経営体力を奪うこととなります。さらに、中小企業の活動の減退が地域の投資や消費を減少させ、地域産業振興や地域活性化にとって大きなマイナスとなるため、中小企業への優遇税制の維持および中小企業投資促進税制や事業承継税制などの優遇税制措置を拡充する必要があります。
- ② 企業が研究開発を行う際には、研究開発に要した原材料費や人件費等の概ね 10%が法人税額から控除される優遇措置があるものの、人件費については研究開発の参入対象者が限られているため、中小・小規模企業等にとっては使い勝手が悪いのが現状です。（対象者を「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る」と限定されている等）
中小・小規模企業では、研究活動に専従する社員を配置する余裕に乏しく、社員の多くは研究開発と通常の生産活動を兼務しています。ついては、研究開発の参入対象となる人件費の要件を緩和・拡充することで、研究開発が一層進むことが期待されます。

県担当課名 雇用経済部ものづくり推進課、サービス産業振興課
関係法令等 中小企業庁研究開発促進税制、法人税法等

36 松阪港の関税法に基づく開港指定

(財務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 松阪港について、関税法に基づく開港指定を行うこと。
- 2 松阪港の開港指定に伴う、出張所の設置など税関手続にかかる体制整備と予算措置を行うこと。

《現状》

- 三重県のほぼ中央部に位置する松阪港は、背後に県下有数の人口・産業の集積地域が広がっており、様々な物資を積載した大型貨物船が出入港する物流機能と、中部国際空港への海上アクセスとしての人流機能を併せ持った港湾として発展してきました。
- 特に、セメントや砂・砂利などの内航貨物や非鉄金属等の外航貨物を積んだ貨物船が出入りするなど、中南勢地域の産業を支援する物流拠点として重要な役割を担っています。このうち、外国貿易船については、近年、年間 30 隻を超える安定した出入港数となっています。
- さらに、近い将来予想されている南海トラフ巨大地震が発生し、他港が被災した際に、耐震強化岸壁を備えた松阪港は四日市港などの代替港としての機能が期待されます。

《課題》

松阪港は関税法上の不開港であるため、外国貿易船は開港している四日市港などを經由する必要があり、時間的損失・人件費増加・燃料費増加などが地元港湾企業の経営を圧迫するなど、地域経済発展の妨げとなっています。

こうした状況を解消し、松阪港への円滑な出入港が行えるよう開港指定が必要です。

県担当課名 県土整備部流域管理課
関係法令等 関税法